

兵庫県公報

令和2年1月7日 火曜日 第71号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 臨時種畜検査の実施（畜産課）	2
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	7
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	8
○ 同 上（中播磨県民センター）	9
○ 同 上（淡路県民局）	9
公 告	
○ 入札公告（社会福祉課）	9
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	12
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	13
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 入札公告（管理課）	22
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	26
○ 同 上（中播磨県民センター）	26

告 示

兵庫県告示第1号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。
------	--

種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	全裸現場 アダルトビデオの作り方	新東宝映画
同	悩殺業務命令 いやらしシェアハウス	オーピー映画
同	人妻の湿地帯 舌先に乱されて	オーピー映画
同	おねだり、たちまち、ドスケベ三昧	オーピー映画
同	痴漢電車 夢見る桃色なすび	オーピー映画



兵庫県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市行原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 勝 彦	神戸市北区淡河町行原508番地
同	澤 野 博 之	同 市同区淡河町行原358番地
同	佐 竹 繁	同 市同区淡河町行原457番地
同	澤 村 光 好	同 市同区淡河町行原431番地の7
同	中 前 裕 志	同 市同区淡河町行原265番地
監 事	井 上 克 美	同 市同区淡河町行原68番地
同	上 野 直 哉	同 市同区淡河町行原129番地の2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 上 勝 彦	神戸市北区淡河町行原508番地
同	澤 野 博 之	同 市同区淡河町行原358番地
同	佐 竹 繁	同 市同区淡河町行原457番地
同	澤 村 光 好	同 市同区淡河町行原431番地の7
同	中 前 裕 志	同 市同区淡河町行原265番地
監 事	井 上 克 美	同 市同区淡河町行原68番地
同	上 野 直 哉	同 市同区淡河町行原129番地の2



兵庫県告示第3号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 検査の対象となる家畜
平成31年度定期種畜検査後において、新たに種付け及び家畜人工授精用精液の採取の用に供する家畜の雄
- 2 検査の期日及び場所

検査の期日	検査場所
令和2年2月14日(金)	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター



兵庫県告示第4号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

姫路市安富町皆河字アワシ92の13、92の18から92の22まで、92の27から92の33まで、92の122から92の135まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字アワシ92の27・92の28・92の31(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、中播磨県民センター姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第5号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

養父市建屋字板戸20、20の1、21、22

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字板戸20・21(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、20の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第6号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市波賀町谷字中山690の26
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字中山690の26(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
養父市八鹿町小佐字井谷1276の1、1567の1、1567の2、字広垣1566
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第8号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年11月16日から令和2年1月31日まで
- 3 作業地域
福崎町福崎新地内



兵庫県告示第9号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年11月22日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
新温泉町田中地内



兵庫県告示第10号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年12月25日から令和2年3月10日まで
- 3 作業地域
神戸市兵庫区浜崎通地内



兵庫県告示第11号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年12月25日から令和2年3月10日まで
- 3 作業地域
神戸市長田区大道通地内



兵庫県告示第12号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年3月22日から令和元年12月16日まで
- 3 作業地域
豊岡市但東町中山地内



兵庫県告示第13号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ作成（地図情報レベル1000及び地図情報レベル2500））
- 2 作業期間
平成30年7月31日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域
姫路市の一部



兵庫県告示第14号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
平成31年4月27日から令和元年12月10日まで
- 3 作業地域
加西市全域並びに姫路市、加古川市、西脇市、小野市、加東市、多可町、市川町及び福崎町の各一部



兵庫県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年1月7日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年1月7日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

国道 250号	姫路市白浜町甲883番1から 同 市白浜町甲1122番1まで	旧	18.0から 31.0まで	515.0	
		新	18.0から 31.0まで	515.0	一部 予定地



兵庫県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年1月7日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年1月7日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 室津志筑線	淡路市大谷字品ヶ谷2237番2から 同 市大谷字品ヶ谷1519番3まで	旧	3.0から 16.0まで	189.0	
		新	3.0から 25.0まで	181.0	



兵庫県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年1月7日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年1月7日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 179号	たつの市新宮町下筋原字相坂谷奥17番4から 同 市新宮町下筋原字相坂谷奥17番4まで	旧	12.0から 14.0まで	55.0	
		新	14.0から 52.0まで	55.0	



兵庫県告示第18号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記

載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 株式会社マルハン
 代表者の氏名 韓 裕
 住所 京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 マルハン森友北店 外壁塗装工事
 所在地 神戸市西区森友2丁目45番地
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
 縦覧期間 令和2年1月7日から同月21日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和2年1月7日から同月21日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第19号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 名称 阪神高速サービス株式会社
 代表者の氏名 増田竹義
 住所 大阪市西区靱本町1-11-7
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
 名称 (仮称)ファミリーロジック旅籠屋・神戸須磨店
 所在地 神戸市須磨区外浜町4丁目24-2の一部
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
 縦覧期間 令和2年1月7日から同月21日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
 提出期間 令和2年1月7日から同月21日まで
 提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第20号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01北播位置 0003号	1.12.19	小野市本町677番1の一部、678番2の一部、679番2の一部	4.869～ 5.000	44.499



兵庫県告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01中播位置 0006号	1.12.19	宍粟市山崎町須賀澤字森垣内1344番5、1357番3、1358番、1359番1、1650番1の各一部、1344番5地先水路、1358番地先里道	4.00	14.90



兵庫県告示第22号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第H31淡路位置 0003号	1.12.18	洲本市宇原字東原1770番1の一部、1770番2の一部、1770番6の一部、1771番1の一部、1771番2の一部、1772番2の一部	6.00	91.68

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年1月7日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 調達する物品等の名称及び数量
兵庫県立健康科学研究所ほか10庁舎で使用する電気
予定数量2,045,449キロワット時/年
- (2) 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日（水）から令和3年3月31日（水）まで

- (4) 履行場所
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
（入札参加資格審査窓口）
兵庫県出納局管理課 電話：078-341-7711（内線4935）
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。
（環境配慮方針に基づく判定窓口）
兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358
- 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所
 - (1) 交付期間
令和2年1月7日（火）から同月17日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 交付場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課 担当 吉田
電話（078）341-7711 内線2775
- 4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書、入札書の提出期間等
 - (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間
令和2年1月7日（火）から同月17日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先
前記3(2)に同じ。
 - (3) 開札の日時及び場所
日時 令和2年1月31日（金）午前10時から
場所 兵庫県健康福祉部社会福祉局社会福祉課内（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号）
 - (4) 入札書の受領期限
郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和2年1月30日（木）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。
- 5 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年1月29日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和2年1月17日（金）午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年

兵庫県規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 2,045,449kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

From April 1, 2020 through March 31, 2021

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 30, 2020 by direct delivery

17:00 January 30, 2020 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Mr. Yoshida, Social Welfare Division, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 2775



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上垣(3) I (123030147)	養父市大屋町大屋市場(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
横行(2) I-2 (123030148)	養父市大屋町横行(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
中間(2) I-2 (123030149)	養父市大屋町中間(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
中間(5) I-2 (123030150)	養父市大屋町中間(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
筏(1)(急) I-2 (123030151)	養父市大屋町筏(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
瓜原(急) I-2 (123030152)	養父市大屋町大杉(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
明延(急) I-2 (123030153)	養父市大屋町明延(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊

夏梅(2)(急) I-2 (123030154)	養父市大屋町夏梅(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
宮ノ段(急) I-2 (123030155)	養父市大屋町樽見(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図9までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
令和2年1月15日(水)から同月29日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び大屋地域局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320
 - (3) 提出期限
令和2年1月29日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月19日(木)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第917号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
横行(4) I (123030002)の項中別図2、横行(2) I (123030003)の項中別図3、横行(3) I (123030005)の項中別図5、横行(1) II (123030007)の項中別図7、大谷(2) II (123030014)の項中別図14、中間(2) I (123030030)の項中別図30、中間(5) I (123030033)の項中別図33、筏(1)(急) I (123030034)の項中別図34、瓜原(急) I (123030047)の項中別図47、笠谷 I (123030052)の項中別図52、笠谷(2) II (123030054)の項中別図54、笠谷(4) II (123030056)の項中別図56、桜ヶ丘 I (123030062)の項中別図62、明延(急) I (123030063)の項中別図63、宮本(2) II (123030108)の項中別図108、夏梅(1)(急) I (123030121)の項中別図121、夏梅(2)(急) I (123030122)の項中別図122、おうみ I (123030127)の項中別図127、中(2) I (123030129)の項中別図129、由良(2) II (123030131)の項中別図131、宮ノ段(急) I (123030133)の項中別図133、上宮本川 II (223030057)の項中別図203を次の図面のとおり改める。
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
令和2年1月15日(水)から同月29日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び大屋地域局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和2年1月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月19日(木)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥中(4)Ⅱ (131010012)	多可郡多可町中区奥中(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月15日(水)から同月29日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所及び多可町役場

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所多可事業所
〒679-1113 多可郡多可町中区中村町168-1

(3) 提出期限

令和2年1月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月19日(木)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横行(4) I (123030002)	養父市大屋町横行(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
横行(2) I (123030003)	養父市大屋町横行(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
横行(3) I (123030005)	養父市大屋町横行(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
横行(6) I (123030006)	養父市大屋町横行(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
横行(1) II (123030007)	養父市大屋町横行(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
横行(2) II (123030008)	養父市大屋町横行(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
横行(3) II (123030009)	養父市大屋町横行(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥若杉(1) I (123030011)	養父市大屋町若杉(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥若杉(2) I (123030012)	養父市大屋町若杉(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大谷(1) II (123030013)	養父市大屋町若杉(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大谷(2) II (123030014)	養父市大屋町若杉(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大谷(3) II (123030015)	養父市大屋町若杉(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大谷(4) II (123030016)	養父市大屋町若杉(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
若杉(1) II (123030018)	養父市大屋町若杉(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
若杉(4) II (123030019)	養父市大屋町若杉(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
若杉(5) II (123030020)	養父市大屋町若杉(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
若杉(6) II (123030021)	養父市大屋町若杉(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
若杉(9) II (123030023)	養父市大屋町若杉(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

若杉(11)Ⅱ (123030025)	養父市大屋町若杉(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
奥若杉(1)Ⅱ (123030026)	養父市大屋町若杉(別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
奥若杉(3)Ⅱ (123030027)	養父市大屋町若杉(別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中間(2)Ⅰ (123030030)	養父市大屋町中間(別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中間(5)Ⅰ (123030033)	養父市大屋町中間(別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
筏(1)(急)Ⅰ (123030034)	養父市大屋町筏(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
筏(3)Ⅰ (123030036)	養父市大屋町筏(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
筏(4)Ⅰ (123030037)	養父市大屋町筏(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
筏(2)Ⅱ (123030039)	養父市大屋町筏(別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
筏(3)Ⅱ (123030040)	養父市大屋町筏(別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
蔵垣(1)Ⅰ (123030041)	養父市大屋町蔵垣(別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
蔵垣(2)Ⅰ (123030042)	養父市大屋町蔵垣(別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
蔵垣(1)Ⅱ (123030043)	養父市大屋町蔵垣(別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
蔵垣(2)Ⅱ (123030044)	養父市大屋町蔵垣(別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
蔵垣(3)Ⅱ (123030045)	養父市大屋町蔵垣(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
瓜原(急)Ⅰ (123030047)	養父市大屋町大杉(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大杉(2)Ⅰ (123030048)	養父市大屋町大杉(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
瓜原Ⅱ (123030049)	養父市大屋町蔵垣(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大杉(1)Ⅱ (123030050)	養父市大屋町大杉(別図37の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
笠谷Ⅰ (123030052)	養父市大屋町笠谷(別図38の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

笠谷(1)Ⅱ (123030053)	養父市大屋町笠谷(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
笠谷(2)Ⅱ (123030054)	養父市大屋町笠谷(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
笠谷(4)Ⅱ (123030056)	養父市大屋町大屋市場(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
加保Ⅱ (123030059)	養父市大屋町加保(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
北星Ⅰ (123030060)	養父市大屋町明延(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
観音町(1)Ⅰ (123030061)	養父市大屋町明延(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
桜ヶ丘Ⅰ (123030062)	養父市大屋町明延(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
明延(急)Ⅰ (123030063)	養父市大屋町明延(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
明盛(2)Ⅰ (123030064)	養父市大屋町明延(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
明盛(1)Ⅱ (123030066)	養父市大屋町明延(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
明盛(2)Ⅱ (123030067)	養父市大屋町明延(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
明盛(4)Ⅱ (123030069)	養父市大屋町明延(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
明延Ⅱ (123030070)	養父市大屋町明延(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
古屋(1)Ⅰ (123030071)	養父市大屋町和田(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
古屋(2)Ⅰ (123030072)	養父市大屋町和田(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
古屋(3)Ⅰ (123030073)	養父市大屋町和田(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
古屋(4)Ⅰ (123030074)	養父市大屋町和田(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
奈良辺(1)Ⅰ (123030075)	養父市大屋町和田(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
奈良辺(2)Ⅰ (123030076)	養父市大屋町和田(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
柳(1)Ⅱ (123030077)	養父市大屋町和田(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

柳(2)Ⅱ (123030078)	養父市大屋町和田(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
柳(3)Ⅱ (123030079)	養父市大屋町和田(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
柳(4)Ⅱ (123030080)	養父市大屋町和田(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
柳(5)Ⅱ (123030081)	養父市大屋町和田(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
柳(6)Ⅱ (123030082)	養父市大屋町和田(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
柳(7)Ⅱ (123030083)	養父市大屋町和田(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
古屋(1)Ⅱ (123030084)	養父市大屋町和田(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
古屋(2)Ⅱ (123030085)	養父市大屋町和田(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
奈良辺(1)Ⅱ (123030086)	養父市大屋町和田(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
奈良辺(2)Ⅱ (123030087)	養父市大屋町和田(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
奈良辺(3)Ⅱ (123030088)	養父市大屋町和田(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
田淵Ⅱ (123030089)	養父市大屋町和田(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
門屋Ⅰ (123030090)	養父市大屋町門野(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
門屋Ⅱ (123030091)	養父市大屋町門野(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
新田(1)Ⅰ (123030092)	養父市大屋町門野(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
新田(2)Ⅰ (123030093)	養父市大屋町門野(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
須西(2)Ⅰ (123030094)	養父市大屋町須西(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
須西(1)Ⅰ (123030095)	養父市大屋町須西(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
下浦(1)Ⅱ (123030096)	養父市大屋町須西(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
下浦(2)Ⅱ (123030097)	養父市大屋町須西(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり

下浦(3)Ⅱ (123030098)	養父市大屋町須西(別図79の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
下浦(4)Ⅱ (123030099)	養父市大屋町須西(別図80の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
下浦(5)Ⅱ (123030100)	養父市大屋町須西(別図81の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
下浦(6)Ⅱ (123030101)	養父市大屋町須西(別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
下浦(7)Ⅱ (123030102)	養父市大屋町須西(別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
須西Ⅱ (123030103)	養父市大屋町須西(別図84の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
宮本(2)Ⅰ (123030104)	養父市大屋町宮本(別図85の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
宮本(1)Ⅰ (123030105)	養父市大屋町宮本(別図86の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
宮本(3)Ⅰ (123030106)	養父市大屋町宮本(別図87の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
宮本(1)Ⅱ (123030107)	養父市大屋町宮本(別図88の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
宮本(2)Ⅱ (123030108)	養父市大屋町宮本(別図89の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
宮本(3)Ⅱ (123030109)	養父市大屋町宮本(別図90の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
宮本(4)Ⅱ (123030110)	養父市大屋町宮本(別図91の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
糸原(1)Ⅰ (123030111)	養父市大屋町糸原(別図92の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
糸原(2)Ⅰ (123030112)	養父市大屋町糸原(別図93の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
糸原(3)Ⅱ (123030114)	養父市大屋町糸原(別図94の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
糸原(4)Ⅱ (123030115)	養父市大屋町糸原(別図95の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
糸原(5)Ⅱ (123030116)	養父市大屋町糸原(別図96の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
田野Ⅱ (123030117)	養父市大屋町糸原(別図97の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
大屋市場Ⅰ (123030118)	養父市大屋町加保(別図98の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり

上垣(1) I (123030119)	養父市大屋町大屋市場(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
上垣(2) I (123030120)	養父市大屋町大屋市場(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
夏梅(1)(急) I (123030121)	養父市大屋町夏梅(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
夏梅(2)(急) I (123030122)	養父市大屋町夏梅(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
夏梅(1) II (123030124)	養父市大屋町夏梅(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
夏梅(2) II (123030125)	養父市大屋町夏梅(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
おうみ I (123030127)	養父市大屋町中(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
中(1) I (123030128)	養父市大屋町中(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
中(2) I (123030129)	養父市大屋町中(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
由良(1) II (123030130)	養父市大屋町由良(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
由良(2) II (123030131)	養父市大屋町由良(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
由良(3) II (123030132)	養父市大屋町由良(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
宮ノ段(急) I (123030133)	養父市大屋町樽見(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
樽見(1) II (123030135)	養父市大屋町樽見(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
樽見(2) II (123030136)	養父市大屋町樽見(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
樽見(3) II (123030137)	養父市大屋町樽見(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
樽見(4) II (123030138)	養父市大屋町樽見(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
奥(1) II (123030140)	養父市大屋町上山(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
奥(2) II (123030141)	養父市大屋町上山(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
宮垣 I (123030142)	養父市大屋町宮垣(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり

姫ノ宮Ⅱ (123030144)	養父市大屋町宮垣（別図119 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
上垣(3)Ⅰ (123030147)	養父市大屋町大屋市場（別図 120のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
フレ谷川Ⅱ (223030003)	養父市大屋町横行（別図121 のとおり）	土石流	別図121のとおり
奥山川(1)Ⅰ (223030005)	養父市大屋町若杉（別図122 のとおり）	土石流	別図122のとおり
大小路川Ⅰ (223030006)	養父市大屋町若杉（別図123 のとおり）	土石流	別図123のとおり
上大谷川Ⅱ (223030010)	養父市大屋町若杉（別図124 のとおり）	土石流	別図124のとおり
下大谷川Ⅱ (223030011)	養父市大屋町若杉（別図125 のとおり）	土石流	別図125のとおり
若杉向山川Ⅱ (223030012)	養父市大屋町若杉（別図126 のとおり）	土石流	別図126のとおり
片山川Ⅱ (223030016)	養父市大屋町中間（別図127 のとおり）	土石流	別図127のとおり
日代谷川Ⅰ (223030018)	養父市大屋町筏（別図128の とおり）	土石流	別図128のとおり
安座原川Ⅰ (223030019)	養父市大屋町筏（別図129の とおり）	土石流	別図129のとおり
神子谷川Ⅰ (223030023)	養父市大屋町蔵垣（別図130 のとおり）	土石流	別図130のとおり
西側第1川Ⅰ (223030035)	養父市大屋町明延（別図131 のとおり）	土石流	別図131のとおり
西側第3川Ⅰ (223030036)	養父市大屋町明延（別図132 のとおり）	土石流	別図132のとおり
古屋口川Ⅰ (223030041)	養父市大屋町和田（別図133 のとおり）	土石流	別図133のとおり
くろんだ川Ⅱ (223030044)	養父市大屋町和田（別図134 のとおり）	土石流	別図134のとおり
奥佐治見川Ⅱ (223030045)	養父市大屋町和田（別図135 のとおり）	土石流	別図135のとおり
佐治見川Ⅱ (223030046)	養父市大屋町和田（別図136 のとおり）	土石流	別図136のとおり
下浦川Ⅰ (223030050)	養父市大屋町須西（別図137 のとおり）	土石流	別図137のとおり
コム谷川Ⅱ (223030052)	養父市大屋町門野（別図138 のとおり）	土石流	別図138のとおり

浅谷川 I (223030054)	養父市大屋町宮本 (別図139 のとおり)	土石流	別図139のとおり
上宮本川 II (223030057)	養父市大屋町宮本 (別図140 のとおり)	土石流	別図140のとおり
家ノ奥川 I (223030058)	養父市大屋町糸原 (別図141 のとおり)	土石流	別図141のとおり
谷川 I (223030063)	養父市大屋町加保 (別図142 のとおり)	土石流	別図142のとおり
鶴尾谷川 II (223030074)	養父市大屋町由良 (別図143 のとおり)	土石流	別図143のとおり
水谷川 II (223030076)	養父市大屋町中 (別図144の とおり)	土石流	別図144のとおり
アミダ林川 I (223030081)	養父市大屋町中 (別図145の とおり)	土石流	別図145のとおり
上ノ山川 I (223030082)	養父市大屋町樽見 (別図146 のとおり)	土石流	別図146のとおり
高節川 I (223030085)	養父市大屋町上山 (別図147 のとおり)	土石流	別図147のとおり
ヒナタ川 I (223030087)	養父市大屋町上山 (別図148 のとおり)	土石流	別図148のとおり
中谷川 I (223030089)	養父市大屋町宮垣 (別図149 のとおり)	土石流	別図149のとおり

(別図 1 から別図149までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年1月15日(水)から同月29日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局養父土木事務所、養父市役所及び大屋地域局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局養父土木事務所河川砂防第2課
〒667-0022 養父市八鹿町下網場320

(3) 提出期限

令和2年1月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年3月19日(木)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年1月7日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

道路管理パトロール車11台の購入

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和2年7月31日（金）

(4) 納入場所

西宮土木事務所（西宮市櫛塚町2-28）	1台
宝塚土木事務所（宝塚市旭町2-4-15）	1台
加古川土木事務所（加古川市加古川町寺家町天神木97-1）	1台
加東土木事務所（加東市社字西柿1075-2）	1台
姫路土木事務所（姫路市北条1-98）	2台
光都土木事務所（赤穂郡上郡町光都2-25）	1台
龍野土木事務所（たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3）	1台
豊岡土木事務所（豊岡市幸町7-11）	1台
養父土木事務所（養父市八鹿町下網場320）	1台
丹波土木事務所（丹波市柏原町柏原688）	1台

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 緒方

電話 (078) 341-7711 内線4922 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年1月7日（火）から同月21日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和2年2月18日（火）午後2時 兵庫県庁西館大入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和2年2月17日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和2年1月7日（火）から同月21日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年1月21日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和2年2月10日（月）午後5時から同月18日（火）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認について

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和2年1月8日（水）から同年2月3日（月）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）。

なお、電子入札システムによる場合は、令和2年1月8日（水）から同月21日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和2年1月21日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

「仕様確認申込書」及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和2年2月10日（月）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年2月14日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年3月4日（水）までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札金額が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:
11 Road management patrol cars
- (3) Delivery period: July 31, 2020
- (4) Delivery place:
Nishinomiya Public Works Office
Takarazuka Public Works Office
Kakogawa Public Works Office
Kato Public Works Office
Himeji Public Works Office
Kouto Public Works Office
Tatsuno Public Works Office
Toyooka Public Works Office
Yabu Public Works Office
Tanba Public Works Office
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
16:00 January 21, 2020
- (6) Deadline for tender:
14:00 February 18, 2020 by direct delivery, electronic bidding system
17:00 February 17, 2020 by mail
- (7) Person to contact concerning the notice:
Ms.Ogata, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 extension 4922



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市平田字八ヶ坪200番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市下戸田270番地の23
兵庫資産管理活用株式会社 代表取締役 金田直也
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年9月30日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-10号（1三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年1月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町宮脇字市ノ坪250番4、251番3、252番1、253番4の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町宮脇144番地
前田産業株式会社 代表取締役 前田俊克
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年6月18日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-5号（1たつの）